令和6年葛巻町議会3月定例会議会議録(第3号) (輝くふるさと常任委員会)

令和6年3月5日(火)

午前 10 時 開 議

【開会】

[会議録署名	委員の指名】		1
	日程第1	会議録署名委	員の指名	
[議案第9号	~第23号・同意	意第1号 審 査 】	
	日程第2	議案第9号	令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	日程第3	議案第10号	令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第	
		:	2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	日程第4	議案第11号	令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)・・・・・・	6
	日程第5	議案第12号	令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1	
		'	号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	日程第6	議案第13号	葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	6
	日程第7	議案第14号	葛巻町町税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	日程第8	議案第15号	町立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	日程第9	議案第16号	葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正	
		<u> </u>	する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	日程第10	議案第17号	葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	日程第11	議案第18号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	日程第12	議案第19号	町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	日程第13	議案第20号	葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	
		ſ	列の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	日程第14	議案第21号	葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子	

		ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を
	Ē	 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
日程第15	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについ
	-	C······ 14
日程第16	議案第23号	葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて・・・・・・ 15
日程第17	同意第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることに
	•	OVT 15

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録(第3号)輝くふるさと常任委員会													
告示年月日													
再開年月日	令和6年3月1日(金)												
会議の場所	葛巻町役場												
会議年月日	令和6年3月5日(火) 開議10時00分 散会11時20分												
委員出席状況	識席番号	委員氏名	出欠席の有無	議席番号	季	美員氏名	Ż	出欠席の有無					
安貝山州小儿	1	竹 花 結	0	6	姉	帯 春	治	0					
(凡 例)	2	深澤進	0	7	高	宮 一	明	0					
〇 出 席	3	藤岡徹	0	8	辰	柳敬	_	0					
△ 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	4	柴 田 勇 雄	0	9	Щ	崎 邦	廣	0					
中 平 讴	5	山 岸 はる美	0	10	鈴	木	満	_					
会議録署名委員	4 番	柴 田 勇	雄	9	番	山	崎 邦	廣					
会議の書記	議会事務局長	松尾 さぬ	סט										

	役	職	名	F	E	彳		役	職	名		氏	名	,
	町		長	鈴	木	重	男	建設	水道	道課 長	和	〕野	康	弘
地方自治法	副	町	長	觸	澤	義	美			数育次長 流課長	大	次保	栄	作
第121条	教	育	長	石	角	則	行	病 院	事務	房局長	大	こ石	和	人
により説明	政第	きる 割り おいまい おいかい かいかい かいしゅう かいしゅう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	課長	波	紫	徳	彰							
のため出席	総	務認	果 長	松	浦	利	明							
した者の職	いらっ	しゃい葛巻	推進課長	主	濱	隆	志							
・氏名		会計管理者兼 住民会計課長		坂	待	典	子							
	健康福祉課長			触	沢		誉							
		境エネル 美委員会事		服	部	隆	行							
議事日	程	別紙の	とおり	•							•			
会議に付した	事件	別紙のとおり議事日程と同じである												
会議の経	圣 過	別紙のとおり												

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

朝の挨拶をいたします。おはようございます。 これから輝くふるさと常任委員会を開会しま す。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄 委員及び山崎邦廣委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第9号、令和5年度葛 巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。 柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、10ページの地方創生臨時交付金、これは国からの10分の10なようですが、ここに関わる部分で、歳出のほうで18ページにはこの交付金を使って価格高騰重点支援給付金になっているかと思っておりますが、そのような中で、これ

が繰越しになるというふうなことで繰越明許、資料の8ページに来ているのじゃないのかなと、そのように議案を見ておりました。

要するに、これも価格高騰の重点支援給付金で、6月には終了予定というふうなことになっておりますが、できる限り早くこの給付金の支給をすべきだろうなと、このように思っておりますが、大体実際にこの給付金が始まるのがどのぐらいで、予定が6月でございますけども、極力早い機会での支給を目指すべきではないのかなと思うんですが、どのような事務処理になるでしょうか、お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (触沢誉君)

お答えをいたします。こちらの給付金につきま しては、委員ご指摘のとおり、速やかに給付につ いて実施してまいりたいと考えてございます。

スケジュールといたしましては、この3月定例 会議の議決をいただいた後に、対象者の絞り込み でありますとか、台帳の作成をいたしまして、対象者にはプッシュ型、町のほうから対象者のほう にはお手紙をお送りして、そのお手紙をこちらの ほうに返していただくといった手続を取っていただくことで給付を進めようとするものでございます。

なお、繰越明許としまして6月末を予定として

おりますけども、いずれにしましても申請があったものから速やかに給付してまいりたいと考えてございます。

ただ、賦課期日後、昨年の1月1日以降にこの 基準日であります 12 月1日までに転入された 方々には、別途所得照会をしなければならないと いう作業が出てまいります。こういった方々には その分時間がかかるわけでございますので、その 部分も若干かかるということでご理解を賜りた いと、このように思っております。よろしくお願 いたします。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そのような姿勢で、早めに支給事務が進んでい くように求めたいと思っておりますので、よろし くお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、16ページでございますが、町債の 減債基金に1億4,000万ほどの、今回補正が出て おります。この関わりで資料のほうを見させてい ただきますと、7ページにも基金の状況がこのよ うになっておりまして、主要基金4つあるわけで ございますが、財政調整、町債の減債、地域づく り、公共施設、前々から申し上げてきましたとお り、今年度分につきましては取崩しがあって、ま た積立てもあるというふうなことで、非常に動き があって、私から見ればこういったような基金の 活用状況、そしてまた積立ての有効活用を図ったものだなというふうに見ております。そういったような関係については、意識してこのようにやったのだろうと思っておりますが、この辺の基金の取崩し、あるいは積立て、その基本的な今年度のこういったような事項につきまして、もう一度確かめさせていただきたいと思いますので、こういったような経緯につきましてお答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

ただいまのご質問にお答え申し上げます。今回 の補正でありますが、減債基金に積立ていたしま して、1億4,000万ほど計上しておるところであ ります。

令和5年度の補正につきましては、これまでも 基金の積立てをしてきたところでありますが、経 緯をお話し申し上げますと、7月の議会での補正 につきましては、前年度からの繰越金を計上して いるものでございまして、財政調整基金あるいは 減債基金等に積立てをしてまいりました。それか ら、そのほかにも地域づくり振興基金等、合わせ まして5億5,000万ほどを7月の時点で純繰越金 をそういう形の中で積立てをさせていただいて まいりましたが、その後でありますけれども、普 通交付税の予算の上振れ分ということで、これに つきましても 2 億 4,000 万ほど、それから公共施 設整備基金につきましても 2 億 2,000 万ほどとい うことで、これまで積立てをしてきたところであ ります。いずれそれぞれの目的に合わせながらの 支出ということでございまして、そういう中で今 年度の取崩しが 6 億 3,000 万ほどになっておると ころでございまして、トータル的に見ますと 3 億 2,000 万ほど積立てをできるような、そういう形 になっております。

したがいまして、5年度の最終的な基金の残高でありますが、令和4年度には56億ほどあったものが、5年末には59億ほどになるというような状況になっておるところでありますが、いずれそれぞれの時期時期に、目的に合わせての積立て、あるいは支出ということで調整をいたしまして、令和5年度につきましては6億3,000万ほど取崩しをし、そして積立てといたしましては9億5,000万、そして残りの3億2,000万ほどが剰余金として、また積立てをさせていただくというような状況で、現在59億になっているという状況であります。いずれ5年度の内容を整理しますと、そういう状況になっているということ。

それから、今までもご指摘いただいてきたわけでありますが、その中で、その都度その都度しつかりと示しながら積立て、そして取崩し、それが明確に分かるような予算編成ということを心がけておるところでありますが、令和5年度もそういう形で整理をさせていただいておりますことをご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そのとおりになっておりました ので、基金についても、あまり眠っている基金で は基金の価値がなくなってしまいますので、ただ いまのような動きのある基金の予算の計上、そし てまた不要になった場合には繰り戻すような、そ ういうふうな措置が必要だろうなと、このような 視点から、これまでとは違ったような基金の活用 状況というふうなことで質疑させていただきま したので、よろしくお願いをいたしたいと思って おります。

もう一つお伺いいたしたいと思いますが、21ページでございますが、21ページの保育所施設費で、補正額で1,092万3,000円の補正減になっておりますが、中身を見てみますと、主に人件費なんです。例えば保育所運営経費で1,000万、このように多くの不用額が出るというふうなことは、ちょっと予算の計上の仕方が甘かったのかどうなのか、人件費だけに、ちょっと不可解な感じがいたします。こういったような部分については、どのような理由から今回減額措置なされたのか、その理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

教育長。

教育長 (石角則行君)

ただいまご質問のありました保育所運営のいわゆる人件費の部分の減額についてお答えいたします。委員おっしゃるとおり、人件費の部分で報酬、保育士で約200万ほど、あるいは補助員の部分で500万ほど、放課後子ども教室の部分の保育士、補助員で100万ということで、御覧のとおりであります。

この内容につきましてですが、会計年度職員としての公募人数に、どうしても専門職ということで満たない職員がおりました。そういった部分が保育士の1名分減額したものであります。また、保育士補助員につきましては年度途中、当初からいわゆる育休産休等で休まれた職員もおったということから、このような減額になったということで確認をさせていただいております。

いずれにしろ、適正な予算措置がされていたかということも、改めまして昨年度予算をつくり込むところから、人数、いわゆる園児の人数、そして必要な人員は正しかったのかということも担当者課長、教育長として確認はしてまいっております。このように多額の不用額が出たというのは、おっしゃるとおりでございますが、そのような公募の段階で、どうしても専門職でいなかった部分、あるいは女性の多い職場でございましたので、育休産休等がございました。その部分での減額等もありまして、このような結果であったこと

と受け止めております。

今後につきましても、適正な人員配置、特にも 保育園の園児たちに、運営に支障が出るというこ とはなかったことでございますが、適正な保育人 員の配置とこの予算の措置については検討して いきたいと思っておりますので、ご理解を賜りた いと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

理由については分かりました。このような大きな不用額が出るというふうな形になりますと、何か保育業務に支障が出なかったのかというふうな、そういうふうなことにもつながってまいりますが、その点についてはいかがだったでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

教育長。

教育長 (石角則行君)

ご心配のとおり、保育業務に支障が出るという ことが一番心配されることでございますが、そち らの件に関しましては、何とか人員をやりくりし て、パートというか、時短職員を配置したりとか ということで、1年間を通してはいわゆる待機児 童というものはなく、保育士の欠員状況によって 保育園が回らなくなる、あるいは園児の入所が妨 げられるというような支障はございませんでし た。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず人件費だけに、しかも報酬ですから、会計
の任用職員等が主な部分ではないのかなと思わ
れますので、こういったようなあまり不用額を出
さないような慎重な予算運営が必要であろうな
と、このように思っておりますので、新年度に向
けてはこのような形にならないような、ぜひ保育
所の万全な運営方法を取っていただきたいなと
いうことで質疑をさせていただきましたので、そ
の辺を十分踏まえた上での予算運営をお願いし
たいなと、このように思っております。

私は以上です。終わります。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

ほかにありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は 起立によって行います。議案第9号、令和5年度 葛巻町一般会計補正予算(第6号)は、原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第9号、 令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)は、 原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第10号、令和5年度葛巻 町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2 号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 10 号、令和 5 年 度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予 算(第 2 号)は、原案のとおり決定することに賛 成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第10号、 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会 計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決され ました。

次に、日程第4、議案第11号、令和5年度葛巻 町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 異議なしと認めます。 を議題とします。

これから質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、の方は起立願います。 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第11号、令和5年 度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方 は起立願います。

(替成者起立)

起立全員です。したがって、議案第11号、令和 5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予 柴田勇雄委員 算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号、令和5年度葛巻 号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君) 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

これから議案第 12 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第12号、令和5年 度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)は、原案のとおり決定することに賛成

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第12号、 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されま した。

次に、日程第6、議案第13号、葛巻町職員費用 弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を 議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。 柴田委員。

改正の概要の中で、資料を見ていただけば分か るとおり、職員の私用車を利用した場合と上記以 町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1 外の場合、職員が利用した場合は25円で、その他 は 37 円というふうな、この違いはどのような形 で、このように単価に違いが出てきているのか、 お尋ねをいたします。

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰君)

お答え申し上げます。出張の際の移動手段につ きましては、公用車もしくは公共交通機関を利用 することが原則でありますが、公用車が確保でき ない場合、あるいは公共交通機関の利用では効率 的な出張ができない場合などにおいて私用車の 利用を認めているところでございます。こうした ことから、公共交通機関を利用した場合の車賃よ り私用車利用の車賃が高くなると、私用車利用の 優位性が増し、出張の際の移動手段の原則が崩れ てしまうというようなこととなります。

あわせまして、県の条例におきましても、基本 車賃単価が37円、私用車利用につきましては車 賃単価 25 円としているということも参考として おりますし、現在盛岡葛巻間の移動手段としてJ Rバスのしらかば号がございますが、この間の移 動距離が 66.9 キロメートル、バス代の車賃が片 道 1,930 円で、1キロメートル当たり 28.8 円で ありますことから、この単価を下回る額を設定す るという考えで 25 円としているところでござい ます。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。ありがとうございました。 輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君) 今回のこの改正、当時の行政改革の取組の、い

わゆるこの改正しなければならないのを今改正 するというような中身ですよね。当時行革に掲げ て、このような事例がこのほかにないのかどう か、併せて点検なさっているのかどうかもお知ら せいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰君)

平成 17 年度当時の行財政改革の部分で、様々 な取組をさせていただいております。今回条例で 提出させていただいております車賃単価の引下 げ、あるいは各種特殊勤務手当等での、率から定 額制の単価に置き換えているようなこともあり ましたし、あるいは職員の給与の一定期間の引下 げ、減額措置とかというようなこともございま す。そのほかでいきますと、課長職の管理職手当 は当時10%を支給しておりましたが、現在も8% に引き下げたままで運用させていただいている というようなこともありまして、こういった当時 行財政改革で財源を捻出するために様々な取組 を行ってきたところでございますが、今般改めて それ以外の部分も点検させていただきまして、戻 せるものにつきましては戻していきたいという ような考えでございます。

柴田委員。

せんか。

柴田勇雄委員

分かりました。できる限り、行革時代のことも 大事でございますけども、現時点の目線に合わせ ることが極めて大事ではなかろうかなと思って おりますので、見直しの際には、当時のものも見 直しの一つとして改善したほうがよろしいのじ ゃないのかなと思いますので、その点についても う一度お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰君)

当時、平成17年に行財政改革をしてから、かなり期間も経過しておりますし、物価高騰あるいは賃上げとか、そういった様々な社会情勢の変化というのがかなり大きく出てきておりますので、適宜そういった問題、課題等がある部分につきましては検証しまして、直せるものは直す、あるいは継続するものは継続するというような形で適正に対応してまいりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 13 号、葛巻町職 員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する 条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第13号、 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を 改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第14号、葛巻町町税条例 等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 14 号、葛巻町町 税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第14号、 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案 のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩します。

(休憩時刻 10時31分)

(再開時刻 10時40分)

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

会議を再開いたします。

次に、日程第8、議案第15号、町立保育所条例 の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第15号、町立保育 所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決 輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君) 定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第15号、病院事務局長(大石和人君) 町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

次に、日程第9、議案第16号、葛巻町国民健康 (「委員長、すみません。私、マスクかけた発言 保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改 はちょっと聞き取れないですので」の声あり) 正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。 柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の条例改正では、介護療養病床の廃止で一 般病床にこれが加わるというふうなことで、一般 病床が 60 床というふうな感じの改正内容でござ いますが、資料を頂いている部分の 11 ページを 見させていただきますと、介護療養病床サービス 機能がなくなることによって、訪問診療や訪問看 護、訪問リハビリ等の拡充を行いますと、そして 地域包括ケアの病床による何々というふうにな っておりますが、現時点ではこのような形も可能 かと思っておりますが、医師不足あるいは看護師 不足、こういったようなことが出た場合には、例 えば訪問診療や訪問看護、そういったような体制 に支障がないのか、本当に介護療養の代替として の機能が果たせるのかどうか、ちょっと心配なと ころがありますので、お伺いをいたします。

病院事務局長。

ただいまの質問についてお答えさせていただ きます。看護師、あとドクターと今後……

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

じゃ、マスクを外してお願いします。

病院事務局長 (大石和人君)

失礼しました。ただいまの質問の内容、今後ドクター、看護師等が減少とした場合に今後も在宅医療等継続していけるのかどうかというような内容の質問かと存じます。この点については確かに、どうしても訪問診療と在宅医療につきましては専門職の人員が必要になってきます。今後も大丈夫ですというように、はっきりは、今時点では言えないんですが、当院につきましても看護師の採用等につきましては、看護師長等も含めましていろいろと施設、看護学校等がありまして、看護師確保に努めているところでございます。この辺についても継続的に進めまして、可能な限り安定的に看護師等を取得するように尽力しているというところでございます。

また、ドクターにつきましても、県医療局、あとは医療政策室、あとは国保連等にも連携しまして、ドクターの確保について今尽力しているところでございます。

今まで介護療養病床が持っていた機能という ものが、今回この廃止によりましてなくなるとい うような、それの代わりとして在宅医療、あとは 地域包括ケア病床のレスパイト入院等で補完す るというような、うちのほうの今の考え方という ことになっております。これにつきましては、ま ず介護療養病床につきましては施設サービスで、

病床の種類でいきますと慢性期というところの 病床に当たります。この慢性期の病床につきまし ては、県の医療構想の中で今後余ってくるという ような病床、需要がない、需要に対してベッドが 多いような状態になってくるというような病床 になっておりまして、県のほうでもこの慢性期の 病床については、回復期等に転換していくような 政策を今打ち出しております。そのような中で、 うちにつきましては、現在この回復期というもの に該当するのが 42 床のうち 27 床を運営しており ます地域包括ケア病床でございます。そして、こ の 18 床につきましては、一旦一般病床にまず戻 らせていただきまして、今後は回復期の位置づけ になっている地域包括ケア病床も含め検討して いきながら、在宅医療のほうにも力を入れていき たいと思っております。

いずれ人員確保につきましては、大変病院にとっては死活問題になりますので、今後も継続的にその辺は県内の各学校等を回りながら確保に努めてまいりたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正、介護保険法の一部改正という大義 名分があるわけでございますけれども、この廃止 後の対応については、いずれ万全の体制を取って いただいて、住民サービスの低下につながらない ような配慮を求めるものでございますので、その 点よろしくお願いをいたしたいと思っておりま す。

また、この一般病床、現在 40 床から、療養病床 18 床を加えた 60 床が今回一般病床になるわけで ございますけれども、一般病床 60 床、利用率の低 下も心配はないのかどうか。現在の利用状況、それから見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

病院事務局長。

病院事務局長 (大石和人君)

お答えさせていただきます。まず、利用状況のところでございますが、ちょっと今確定しているのが4年度の部分になります。今一般が15床ですが、これが4年度は1日平均8人から9人の利用というような状況でございます。そして、包括のほうでございますが、27床あるうち、大体1日の平均で21人ぐらいの利用状況というような状況でございまして、全体では56%とかそのような、50%ちょっとというような利用状況でございます。この辺につきましては、これまで介護療養病床を使っていただいた患者さんがこちらのほうを、特にも地域包括ケア病床等を使っていただくような形の予測をしておりますので、地域包括ケア病床については若干、稼働率についてはこれ

までの実績を踏まえれば上がるのかなとは思っております。

あとは、地域一般の病床のほうでございますが、こちらのほうにつきましても地域連携室といいまして、今県立病院とか、あと県内のほかの病院等と入退院に関して連携する部屋をつくって、専門の職員をそこに配置して、スムーズな入退院を心がけております。そちらのほうの機能を利用しまして、この辺の稼働率については上げていけるように、今後その辺には力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

病院の収入を見てみますと、入院の診療報酬が 一番高いんですよね。これが多いか少ないかで病 院の経営が赤字になるか黒字になるかの分野が 非常に大きいと思っております。

それで一般病床 60 床になりまして、例えばこれが何%ぐらいの利用率になりますと大体黒字になるのか、もし計算しておられましたらお知らせをいただきたいと思います。いろいろな見方があろうかと思いますが、これが一番大きい一般病床の入院料となる、関わりが出てくるかと思っておりますので、その見通しについて、今お答えいたしましたこの 60 床で、低い利用率でいきます

とかなりの赤字も覚悟しなければならないので はないのかなというふうなことも申し上げたい 輝くふるさと常任委員長(辰柳敬一君) わけでございますので、60 床となった場合、どの ぐらいの一般病床で利用率があれば、とんとんの 経営になるのか、黒字経営になるのか、分岐点が あるかと思っておりますので、お知らせいただき たいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

病院事務局長。

病院事務局長 (大石和人君)

お答え申し上げます。病床の稼働率、利用率に つきまして、それに関係する収支のご質問でござ いますが、一応その月によって外来収入等も変わ ってくるので、一概に幾らというようにはちょっ と数字は持ち合わせていないんですが、目標とし 輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君) ては、やはり稼働率70%を目指してやっておりま す。

今回、今策定中でございますが、町の経営強化 プラン、病院の強化プランにおきましても、そこ のところを一応 70%程度を視界に策定している ような状況です。ある程度、入院患者70%なので、 1日平均 42 人ぐらい入院していただけるような 状況であれば、そのほかの費用と突発的な大きな 費用等が出てこない以上は、そんなに大きな赤字 というような経営にはならないのかなというふ うに思っております。

以上です。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今一般病床の利用率で 70%ぐらいになればと いうふうなお話、内容でございますが、そういっ たような意識を病院職員全員が持っていなけれ ばならないのではないのかなと思っていますの で、こういったような条例改正のときに、やはり 院内でも十分こういったような部分について検 討なされて、今後の病院経営に当たっていただき たいものだという視点で申し上げましたので、よ ろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

質問の方どうぞ。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第16号、葛巻町国 民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一 部を改正する条例は、原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第16号、 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決 されました。

次に、日程第10、議案第17号、葛巻町立公民 異議なしと認めます。 館設置条例の一部を改正する条例を議題といた します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第17号、葛巻町立 公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第17号、 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 11、議案第 18 号、職員の育児休 業等に関する条例等の一部を改正する条例を議 異議なしと認めます。 題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

これから議案第 18 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第18号、職員の育 児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立 願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第18号、 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第19号、町立コミュニ ティセンター等条例の一部を改正する条例を議 題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

これから議案第 19 号を採決します。この採決 は起立によって行います。 議案第19号、町立コミ

ュニティセンター等条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立 願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第19号、 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 20 号、葛巻町家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 20 号、葛巻町家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例は、原案のとお り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第20号、 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例は、原 案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第21号、葛巻町特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を議題としま す。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 21 号、葛巻町特 定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例は、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第21号、 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。この採決 は起立によって行います。議案第 22 号、公の施設 に係る指定管理者の指定に関し議決を求めるこ とについては、原案のとおり決定することに賛成 の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第22号、 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を 求めることについては、原案のとおり可決されま した。

次に、日程第 16、議案第 23 号、葛巻町辺地総 合整備計画の変更に関し議決を求めることにつ いてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、 採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 23 号、葛巻町辺

地総合整備計画の変更に関し議決を求めること については、原案のとおり決定することに賛成の 方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第23号、 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求 めることについては、原案のとおり可決されまし た。

次に、日程第17、同意第1号、固定資産評価審 查委員会の委員の選任に関し同意を求めること についてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りた いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。この採決は 起立によって行います。同意第1号、固定資産評 価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める ことについては、原案のとおり適任とすることに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第1号、 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同 意を求めることについては、原案のとおり適任と することに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。 明日の輝くふるさと常任委員会は午前 10 時から開会しますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 11時20分)